

国民健康保険に加入している(これから加入する)方へ

国民健康保険の保険税の 「軽減措置」について

国民健康保険の保険税には以下のような軽減措置を受けられる場合があります。

所得が一定基準以下の人への軽減措置

世帯の前年所得が一定基準以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が3段階（2割/5割/7割）で軽減されます。基準を満たしている場合、保険税を算定する際に軽減されますので、窓口での申請は必要ありません。



・基準額

2割軽減：350,000円×被保数+330,000円≥総所得金額

5割軽減：(被保数-1)×245,000円+330,000円≥総所得金額

7割軽減：330,000円≥総所得金額

※擬制世帯主（世帯主が被保ではない場合）の所得も軽減判定時に加算されます。

※年金所得は150,000円を引いた額で判定

(※被保とは国民健康保険の保険加入者)

※注意

住民税の申告をすることで軽減に該当するか判定するため、世帯の中に一人でも未申告の方がいる場合は上記の軽減措置を受けることができません。そのため所得のない方も必ず所得の申告をしてください。ただし収入が年金のみの非課税の方や同居家族の扶養家族となっている方などは申告の必要はありません。申告は税務署、もしくは税務管理班（⑥番窓口）にて行ってください。

非自発的失業者への軽減措置

会社の倒産や解雇など自ら望まない形で離職した方（非自発的失業者）が国民健康保険に加入する際の保険税軽減策として、前年中の給与所得を30/100とみなして算定します。下記の要件を確認していただき、該当になる方は保険年金班（④番窓口）で申請を行ってください。

・該当要件

1. 65歳未満の方
2. 平成21年3月31日以降に離職した方
3. ハローワークで発行される「雇用保険受給者資格証」の離職理由コードが以下に該当する方

	離職理由コード					
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者	23	33	34			

※前年中の所得を3割とするのは、非自発的失業者の給与所得のみです。

※高額療養費などの所得区分判定についても、給与所得を30/100として算定します。

【問い合わせ先】 生活部 保険年金班(④番窓口) TEL84-1501】

戸籍の窓口

4/21 ~ 5/20届出分

お誕生おめでとう

地区名前 (保護者)
 東原星 莉夢 (和也)
 五香杉原大翔 (誠)
 袋原渡部 瑛 彪 (淳一)

ごめい福をお祈りします

新開津 板橋 ツネ (88歳)
 中政所 山ノ内 コノミ (90歳)
 古坂下 荒井 滋 (66歳)
 五香 齋藤 キエ子 (86歳)
 鉄砲町 小野 ヒロ (75歳)
 塔寺 菅沼 タマ (93歳)
 新富町 鈴木 日出磨 (75歳)
 橋本 武藤 クニ (94歳)
 新栄町 高久 昭夫 (82歳)
 気多宮 平野 信六 (96歳)
 塔寺 佐藤 義明 (52歳)
 太田谷 小林 輝子 (83歳)
 新栄町 市村 岩夫 (90歳)
 福原 上野 智 (59歳)
 新富町 金子 忠義 (81歳)
 塔寺 伊藤 猛夫 (88歳)
 御池田 石川 丈夫 (63歳)
 古坂下 角田 夏代 (82歳)
 長井 佐藤 キヨ (94歳)
 村田 長谷川 トメヨ (96歳)

※ 掲載を希望されない方は「戸籍の届書」を提出する際に、戸籍の担当に申し出てください。

6月の保健ガイド



会津坂下町健康管理センター ☎83-1000

6月11日(火) ~ 7月15日(月)までの情報をお知らせします。

乳幼児健康診査

場所 会津坂下町健康管理センター
 持参品 母子健康手帳・乳幼児健康管理手帳
 受付時間 午後1時~1時30分

事業名	月日	対象者
4か月児	6月11日(火)	平成25年1月15日 ~平成25年2月14日生
	7月9日(火)	平成25年2月15日 ~平成25年3月14日生
1歳6か月児	7月12日(金)	平成23年12月・平成24年1月生
2歳6か月児	6月14日(金)	平成22年12月・平成23年1月生
3歳6か月児	6月21日(金)	平成21年12月・平成22年1月生

むし歯予防フッ素塗布

場所 会津坂下町健康管理センター
 持参品 母子健康手帳・フッ素塗布受診券
 受付時間 午後1時~1時30分

事業名	月日	対象者
1歳	7月5日(金)	平成24年4月・5月生
2歳		平成23年6月・7月生
3歳		平成22年6月・7月生
4歳		平成21年8月・9月生

休日救急診療当番

※ 変更になる場合があります。

6月23日(日)	渡辺医院	☎83-3125
7月7日(日)	平野医院	☎83-2243
7月15日(月)	あかぎ内科消化器科医院	☎83-0303

救急病院

坂下厚生総合病院 ☎83-3511

県医師会のホームページでも確認できます。

<http://www.e-sense.ne.jp/~ken-ishikai/>

【役場周辺】

年 月	数値
5月1日	0.100
4月1日	0.100
3月1日	0.037
2月1日	0.044
1月1日	0.082

【学校等における測定結果(5月15日)】

マイクロシーベルト/時

調査地点	数値	調査地点	数値
坂下東小学校	0.131	坂下東幼稚園	0.131
坂下南小学校	0.134	坂下南幼稚園	0.123
坂下中学校	0.117	ばんげ保育所	0.079
		えくぼ遊育園	0.147

▼問い合わせ先 放射能対策室 TEL84-1527

町の人口と世帯 (5月1日現在)

人口………16,797人 (-52)
 男 …………8,013人 (-23)
 女 …………8,784人 (-23)
 世帯数………5,407戸

今月の納税 【納期限7月1日(月)】

- 町県民税
- 住宅使用料
- 児童福祉負担金
- 上・下水道・農業集落排水使用料

【休日の水道修理当番】

(6/11 ~ 7/15)
 6/16日・23日・30日
 会津メンテ TEL 27-4151
 7/7日・14日・15日
 ハツ橋設備 TEL 27-3925

第6回会津坂下町フォトコンテスト 「ばんげのイイところ発見！」作品募集

- ▼募集テーマ 会津坂下町内の「イイなあ〜」と思える写真
- ◆自然・風景部門（雄大な自然や美しい風景をテーマとした部門）
 - ◆人物・くらし部門（祭りや人々のくらしをテーマとした部門）
- ※写真の規格は「四切プリント」とし、黒枠等は作らないこと。

▼応募規定

- ①応募作品は平成25年度中に応募者本人により撮影された未発表の写真に限ります。
- ②応募作品は一人2点までとします。
- ③応募作品はカラーとします。
- ④極端なデジタル加工や合成写真等は審査の対象外とします。
- ⑤被写体人物の肖像権やプライバシーに十分ご配慮の上、責任を持ってご応募ください。
- ⑥応募作品の著作権は全て主催者側に帰属し、主催者が資料等として利用することがあります。
- ⑦入選作品については、後日データを提出していただきます。
- ⑧応募作品（原版を含む）の返却はいたしません。
- ⑨入賞は一人1作品とし、審査結果は応募者全員に通知いたします。

【表彰】 審査会を開催し、各部門とも、最優秀賞1点、優秀賞1点、入選 数点を選定し表彰します。
地元物産品を賞品として贈呈します。（応募者全員に粗品プレゼント）

【応募方法と期間】 応募票（コピー可）に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付けて提出ください。
◆応募締切 平成26年1月31日（金）必着
◆応募先 会津坂下町産業部商工観光班（直接持参又は郵送） ☎83-5711



H24年度 最優秀賞 「豊穡の会津盆地」



H24年度 最優秀賞 「ハイおとうさん」

平成25年度 第6回会津坂下町フォトコンテスト「ばんげのイイところ発見！」作品応募票		
応募部門	自然・風景部門	人物・くらし部門
作品タイトル		
撮影データ	撮影日 月 日	撮影場所
イイところポイント (コメントを記入)		
(ふりがな) 氏 名	(歳) (男・女)	
住 所	〒	TEL

会津坂下町 Facebook (フェイスブック) を運用開始

<http://www.facebook.com/town.aizubange.fukushima>



QR コード